

久保川落差工改修工事（B工区） 特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 久保川落差工改修工事（B工区）
- ・工事場所 狭山市 大字青柳 地内

（共通事項）

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受け

る。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存(5年)しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第5条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込碎石	40-0	基礎碎石等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(受領書の交付)

第6条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第7条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第8条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「第7条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第9条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(ゼロ・エミッション工事の推進)

第10条 工事の施行にあたっては、ゼロ・エミッション工事の推進に努めることとする。

(施工条件等)

第11条 占用物における蓋等についても測量し、各事業者と協議のうえ、高さ調整について確実に実施し、舗装面の平坦性に万全を期すこと。

隣接する住宅等と車両の出入り等について十分調整し、工事を円滑に進めること。

(Co ガラ処分について)

第12条 Co ガラ処分の設計条件

・搬出先 川越市下赤坂1817

東亜道路工業(株)・(株)佐藤渡辺・世紀東急工業(株)共同企業体

埼玉アスコン

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出する事。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない。

い事項についてはこの限りではない。

(発生土処分について)

第13条 発生土処分の設計条件

- ・搬出先 川越市下赤坂1800—3
(株)ホートー 川越リサイクルプラント

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

(週休2日制モデル工事について)

第14条 週休2日制モデル工事の対象工事

本工事は、「狭山市週休2日制モデル工事（土木工事）」の対象工事である。

試行の実施は『狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領（土木工事）』によるものとする。

試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。